

評価対象

事務事業名	学校における法律相談	開始年度	平成 19 年度
所属	教育委員会事務局教育推進部教育長室教育企画担当	種別	—
所管課長	教育委員会事務局教育推進部教育企画担当課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要

事業の目的	幼稚園、小・中学校における法律問題について、専門知識を有する弁護士から指導・助言を受けることで、訴訟などの大きな事案に発展することを防ぐとともに、問題の早期解決に役立て、教職員の負担の軽減と安定した学校運営を図ります。
事業の対象	幼稚園、小・中学校
事業の概要	<p>学校法律相談制度は、学校現場における法律的な問題の対応方法について、学校・幼稚園が弁護士から指導・助言を受けることにより、問題の早期解決や訴訟など大きな問題への発展を未然に防ぐことを目的として、平成19年度から実施しています。</p> <p>港法曹会に業務を委託しており、学校長・幼稚園長が、担当弁護士に直接相談することができます。</p> <p>平成26年度から実際に学校・幼稚園で起こり得る問題と初期対応について学ぶ研修会を実施し、法的な知識を得るだけでなく、弁護士と学校・幼稚園の良好な関係を築く場を提供しています。</p> <p>また、平成28年度から、弁護士の指導・助言に基づき対応で解決に至らない場合に、学校と保護者等との面談への弁護士の同席を実施しています。</p> <p>弁護士が保護者等に直接的な見解を説明することで、保護者等の理解を促し問題の解決を図ります。</p>
根拠法令等	学校法律相談実施要綱

事業の成果

指標	指標1	相談件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	40	37	92.5%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	40	40	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	40	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	近年幼稚園、小・中学校に対する過度な要求や苦情が増加傾向にあり、それに伴い、相談件数も毎年増加しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	3,240	3,240	0	0	0	0	0	0	3,240	3,180	98%
平成29年度	3,240	3,240	0	0	0	0	0	0	3,240	3,190	98%
平成30年度	3,240	3,240	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成29年度は弁護士の同席相談制度の活用が一件あったため、平成28年度より決算額が高くなっています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	保護者などからの過度な要求・苦情は複雑化かつ増加傾向にあり、この制度への期待、需要は高まっています。 昨年末の校・園長宛ての制度に関するアンケートにおいて、「制度が学校の役に立っているか」の問いに対し、校・園長全員が「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と答えています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区内では港区の他、平成29年度4月から杉並区が実施しています。 文部科学省が検討しているスクールロイヤー制度の先行事例として、他自治体からの問い合わせが多くなっています。
コスト削減の工夫・余地	制度周知の徹底により、相談回数が増え、費用対効果が上がっています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	学校への過度な要求や苦情等への対応方法の指導・助言 学校長を対象にした、法律問題への対応等に関する研修の実施 学校と保護者等との面談への同席
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	昨年末のアンケートにおいて、研修会の実施形式に対し、講義形式からの変更要望がありました。本年実施の研修会から実施形式をグループディスカッション形式への変更を検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	引き続き制度を活用してもらえよう、校園長会等を通じ周知していきます。 また、アンケート結果を踏まえ、研修会の内容をより充実します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区民の価値観の多様化から、要求や苦情は複雑化かつ増加傾向であり、今後より一層のニーズが見込まれます。
② 事業の効果性	4	アンケート結果により、学校法律相談制度や同席相談制度そのものが、教職員の負担を減らしているとの声が多く聞かれ、安定した学校運営の確保に寄与しています。
③ 事業の効率性	4	他区の実施体制と異なり、校園長が直接問い合わせができることにより、迅速な対応が可能となっています。 担当弁護士が決まっているため、学校の実情に合った対応が可能となっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	現在の制度については、学校等から高い需要があります。平成26年度からの研修会は、法的な知識を得るだけでなく、担当弁護士と校園長の良好な関係を構築する場となっています。 この制度は、教職員の負担を減らし、安定した学校運営を確保するために必要な制度であるため、現行制度の継続が望ましいと考えます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 384

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	朝鮮学校保護者補助金	開始年度	昭和 57 年度
所属	教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係	種別	—
所管課長	教育委員会事務局教育推進部教育長室長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

## 事業概要

事業の目的	朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者の教育費の負担軽減を目的とします。
事業の対象	朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者
事業の概要	<p>【補助金の額】当該年度の4月1日以降港区において住民基本台帳に記載されている者又は記載されていた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条に定める各種学校の朝鮮初級・中級学校に授業料を納入した保護者を対象に、児童・生徒1人につき月額7,000円の補助金を交付します。</p> <p>【補助金の申請及び交付の手続】平成22年度までは、各学校経由で保護者へ支給していましたが、平成23年度から各学校を通じて保護者に申請書を配布し、教育委員会事務局庶務課において申請書を受け付け、前期分と後期分の2回、直接、保護者の口座へ振り込みます。また、平成29年度から所得制限を導入しています。基準額は、朝鮮学校保護者補助金と同じく、小・中学生の保護者を対象に経済的支援を行っている就学援助制度の基準所得額（生活保護基準の1.2倍）と同等としています。</p>
根拠法令等	港区朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者補助金交付要綱

## 事業の成果

指標	指標1	補助金受給者数			指標2	指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率					
	平成28年度	4	3	75.0%	平成28年度				
	平成29年度	4	0	0.0%	平成29年度				
	平成30年度	4	—	—	平成30年度		—	—	—
指標から見た事業の成果	所得制限を導入したためか、平成29年度の利用はありませんでした。しかしながら、平成28年度以前の近年では利用があり、朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者の教育費の負担軽減に寄与しています。								

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	336	336	0	0	0	0	0	0	336	224	67%
平成29年度	336	336	0	0	0	0	0	0	336	0	0%
平成30年度	252	252	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成26年度以降は、利用が減少傾向にあります。所得制限を導入したためか、平成29年度の利用はありませんでした。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	前回評価は「継続」となっています。 平成29年度に所得制限を導入したところであり、それ以降の改善事項はありません。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	昭和55年度に東京都朝鮮第7初・中級学校に対する特別助成金交付に関する請願が区議会に提出され、採択されたことにより、区が事業化した経緯があり、対象者は少ないものの継続への要望は高いです。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	22区でも外国人学校を対象とした補助金交付事業を行っています。各区において補助対象とする学校(韓国学校・中国学校など)及び金額に違いがあります。
コスト削減の工夫・余地	平成29年度から導入した所得制限により、より制度の趣旨に沿った補助金を支給することとなっており、コスト削減につながっています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	申請受付等通常の事務業務については、対象者が少ないことから規模が小さいため、委託の必要はありません。
事業の課題	他区では朝鮮人学校に加え、韓国学校、中国学校等の外国人学校も対象としており、港区としても経済的支援が必要な方への補助制度として、公平・公正の観点で制度の状況を注視していきます。
次年度へ向けた事務の改善点	今後の実績に応じて想定対象人数の縮減(予算の縮減)を視野に入れるものとします。引き続き所得制限導入後の申請状況を注視しつつ、他区の事例等を参考に検討を行っていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	経済的な理由での就学困難な児童の保護者への教育費負担軽減、教育の機会均等の保障が必要です。
② 事業の効果性	4	就学援助と同等基準とする所得制限を設けたことにより、区立学校通学児童保護者との公平性が担保された上で、就学困難な児童の保護者への教育費負担軽減の効果があります。
③ 事業の効率性	4	就学援助と同等基準とする所得制限を設けたことにより、就学困難な児童の保護者に絞って教育費負担が軽減されます。保護者の負担する授業料等に対して助成する現行の仕組みは、手段として有効です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	制度導入の背景等を踏まえつつ、区が行う他の補助制度との整合性を図り、所得制限基準を導入しています。保護者負担軽減という制度趣旨に沿ったものとして、事業継続とします。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 385

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	登下校誘導	開始年度	平成 23 年度
所属	教育委員会事務局教育推進部教育長室教職員支援係	種別	—
所管課長	教育委員会事務局教育推進部教育長室長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(17) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する		
施策名	① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		

## 事業概要

事業の目的	子どもが安心して安全に登下校ができるよう、地域の人材を活用して、区立小学校児童の登下校時の安全確保を図ります。
事業の対象	区内区立の小学校1～6年生
事業の概要	登下校誘導業務は、各校の年間活動計画に基づき、児童が登下校する全ての日（夏季水泳指導期間を含む）において実施します。誘導期間は、原則登校時1時間、下校時3時間の1日4時間以内とし、基本となる委託時間帯（基本従事時間帯）を学校ごとにあらかじめ定めて、誘導員が児童を誘導します。誘導か所は、平成30年4月1日現在50か所で実施しています。また、本業務は港区シルバー人材センターに委託をしています。
根拠法令等	—

## 事業の成果

指標	指標1	誘導か所（単位：か所数）			指標2	誘導時間（単位：時間）			指標3	誘導日数（単位：日数）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	50	50	100.0%	平成28年度	33,408	33,988	101.7%	平成28年度	252	245	97.2%
平成29年度	50	50	100.0%	平成29年度	35,401	33,980	96.0%	平成29年度	247	234	94.7%	
平成30年度	50	—	—	平成30年度	35,378	—	—	平成30年度	245	—	—	
指標から見た事業の成果	学校や保護者からの意見を基に、誘導か所を精査し誘導を行うことができています。また、地域の高齢者が児童を見守りながらコミュニケーションをとる様子が、学校や保護者から高く評価されており、この点から、本事業の有用性を見て取ることができます。											

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	43,313	43,313	0	0	0	0	0	0	43,313	41,106	95%
平成29年度	42,790	42,790	0	0	0	0	0	0	42,790	41,064	96%
平成30年度	47,762	47,762	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度から、登校誘導業務、下校誘導業務、登下校誘導業務（夏季水泳指導期間）の委託料の単価を増額したことにより、事業費が増加しています。										

事務事業を取り巻く状況等		
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	様々な交通環境に適切に対応できるよう、誘導員の技能向上を港区シルバー人材センターに継続的に働きかけるとともに、港区シルバー人材センターと定期的に情報共有を行っています。また、安定的な業務履行ができるよう、委託料の予算を増額しました。	
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	今後、就学児童の増加が見込まれる中で、安全確保という保護者の期待が高いことを考慮すると、誘導か所・配置人員の増加要望は今後も続くと思われれます。	
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区全てにおいて、登下校誘導業務を行っています。 また、23区中19区が、本業務を委託しています。	
コスト削減の 工夫・余地	児童数の増加や登校日数が定められている中で、誘導か所や誘導日数の削減は難しい状況にあります。そうした中でも、危険誘導か所の精査や適正な誘導時間の設定により、費用対効果を踏まえた上、効率的な事業運営を行い、児童の安全確保を図っています。	
委託の有無	全部委託	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	登下校誘導業務（夏季水泳指導期間含む）、連絡調整業務	
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—	
事業の課題	上記ニーズに加え、港区内の交通量の多さや全国で相次ぐ登下校時の事故により、今後も誘導員を危険か所に配置することが求められます。各学校の誘導か所の状況を把握し、様々な事故発生を想定したうえで、児童の安全確保のために必要な誘導か所を、精査していくことが必要です。	
次年度へ向けた 事務の改善点	様々な交通環境に適切に対応できるよう、誘導員の技能向上を港区シルバー人材センターに継続的に働きかけるとともに、港区シルバー人材センターと定期的に情報共有を行います。	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	登下校時の児童の安全確保は、区内の交通量や全国で登下校時における交通事故が発生していることを考えると、区による誘導業務は必須であり、それが児童や保護者のより大きな安全・安心につながります。
② 事業の効果性	4	通学路の中でも、特に車の通りが多い場所や交通事故が発生しやすい場所に誘導員を配置しており、児童の安全に効果をもたらしています。
③ 事業の効率性	4	委託先を港区シルバー人材センターとすることで、地域の高齢者による児童の見守りを実現しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	<p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> <p>港区内における交通量や、保護者・学校からの誘導か所及び配置人員の増加要望が多い点を考えると、費用対効果を考えながら継続していくことが必須です。 今後も、シルバー人材センターや学校と密に連携をとり、児童の安全・安心の確保を最優先しながら事業の運営を行います。</p>

評価対象

事務事業名	奨学資金貸付	開始年度	昭和 34 年度
所属	教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係	種別	—
所管課長	教育推進部教育長室長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(17) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する		
施策名	⑤ 子どもの未来を応援する施策の推進		

事業概要

事業の目的	学業に意欲を持ちながらも、経済的理由により就学困難な人に対して奨学資金を貸し付けることにより、教育の機会を確保することを目的とします。
事業の対象	①都内又はその隣接県内にある高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程に進学、又は在学する者。 ②高等学校等を卒業見込み又は卒業後二年以内（これに準ずる場合を含む。）で、初めて大学又は専修学校の専修過程に進学する者。
事業の概要	【応募資格】以下の要件をすべて満たすこと ①貸付日の6ヶ月前から引き続き区内に住所を有する者の保護を受けていること。 ②経済的理由により奨学金を受けなければ修学が困難であること。 ③高等学校等に進学、又は在学していること。大学等に進学すること。 ④同種の奨学金を他から借り受けていないこと。 【所得制限】あり 【連帯保証人】要 【貸付限度額】国公立高校・大学の区分により、条例に定める範囲内で区が定めます。 【貸付期間】在学する学校の最短修業年数 【返還】高等学校等：15年以内、大学等：12年以内（貸付終了の翌月から1年間の据置後）
根拠法令等	港区奨学資金に関する条例、港区奨学資金に関する条例施行規則、港区奨学資金事務取扱要領、港区奨学資金運営協議会規程

事業の成果

指標	指標1	貸付金額			指標2	貸付人数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	62,716	45,216	72.1%	平成28年度	145	91	62.8%	平成28年度			
	平成29年度	58,160	45,456	78.2%	平成29年度	126	86	68.3%	平成29年度			
	平成30年度	53,516	—	—	平成30年度	120	—	—	平成30年度		—	—

指標から見た事業の成果 区の奨学金貸付金貸付制度は毎年安定した応募者があり、身近な制度として認知され、一定の成果を果たしています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	65,102	35,049	0	0	53	30,000	0	-12,390	52,712	46,894	89%
平成29年度	60,591	28,716	0	0	1,875	30,000	0	-10,104	50,487	47,362	94%
平成30年度	56,437	26,409	0	0	28	30,000	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 貸付人数や貸付金額の実績により、年々当初予算額（必要額）を調整しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	貸付時や返済開始時等の機会を捉えて、奨学生本人に奨学金を借りていることの自覚と、返済についての責任を認識させるよう努めています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	国や東京都の制度より貸付基準が緩やかであることから、それらを補完する支援制度として、今後も一定の需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	【奨学金】(独)日本学生支援機構、(公財)東京都私学財団、(福)東京都社会福祉協議会等、各種団体のほか、23区では、18区(内4区は大学等も対象)が同種の事業を実施しています。 【給付型奨学金】国が、平成29年度から一部先行実施し、平成30年度から本格実施しています。住民税非課税世帯(低所得者)及び社会的養護を必要とする人(児童養護施設や里親の下で育った子どもたち)など、経済的に特に厳しい学生を対象としています。さらに高等教育無償化に関する骨子が、本年6月頃に示される予定です。
コスト削減の工夫・余地	債権管理については、サービサーに業務委託することで、事務の効率化を図りコスト削減を行っています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	未返還者に関する調査・確認・催告等
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	・経済的な困窮を抱える家庭の子どもの中でも、特に生活保護世帯に属する子どもについては、改正生活保護法により、大学進学時に一時金が支給されることとなりましたが、生計については親世帯からの自立を基本とするため、経済的な理由により大学進学を躊躇することのないよう引き続き支援する必要があります。 ・回収業務について、滞納状況の把握と徴収努力をすること、サービサー業務委託拡充の検討等、返還されるべき貸付金の適正な管理に向けての取組が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	給付型奨学資金制度の検討が必要です。国や東京都の動向に留意し、他自治体の状況等を調査・研究のうえ、区の実態に即したあり方、方向性を検討する必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	セーフティネットとして教育の機会の確保を実現しており、身近な自治体を実施することは意義があります。
② 事業の効果性	4	区民からのニーズも高く、毎年度一定の応募者がいることから、当初の目標は達成されています。
③ 事業の効率性	4	債権管理業務にあたっては、業務委託を行うことで、効率的な管理を図っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	当制度は、区民のニーズも高く、借受者及び保護者からも、好評を得ています。経済的理由により就学困難な人に対して教育の機会を確保する公益性が高い事業であることから、継続していく必要があります。 また、貸付を受ける奨学生自身が、債務を負うことの自覚をしっかりと持つことが重要であり、円滑な返済を促すためにも、貸付時や、貸付終了後の返還説明会には、奨学生本人が出席するよう求めています。今後も継続する必要があります。 給付型奨学金については、学習意欲がある生徒が、家庭の経済的事情で進学が妨げられることがないよう支援することが必要ですが、真に対象とすべき世帯の線引きや具体的な要件などを整理するため様々な角度から制度の課題、その効果を研究します。

評価対象

事務事業名	教育委員会広報事業	開始年度	昭和 55 年度
所属	教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係	種別	—
所管課長	教育委員会事務局教育推進部教育長室長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑥ 地域社会で支え合う学びの推進		

事業概要

事業の目的	教育委員会広報紙「ひろば」を年4回発行し、保育園・幼稚園・小学校・中学校や教育関連施設を通じて配布することで、教育委員会事務局の取組や教育情報をより多くの区民に提供することを目的としています。
事業の対象	区立保育園・幼稚園・小学校・中学校保護者 私立保育園・幼稚園保護者 教育施設利用者
事業の概要	区立保・幼・小・中学校、区内私立保・幼稚園の幼児、児童、生徒及び教育関連施設に配布しています。 タブロイド版4ページ：年4回発行（4月・7月・10月・1月）、19,100部発行 ホームページ掲載 ・教育委員会事務局5課、幼稚園、学校が実施した事業・行事の記事 ・教育施設（図書館、スポーツセンター、生涯学習センター等）の利用者向け情報 ・就学援助、補助金、奨学金等のお知らせ ・教育委員会の審議、決定等事項のお知らせ ・図書館、郷土資料館の催しのお知らせ ・教育長コラム ・教育に関する統計情報（入学者数、児童生徒数等）
根拠法令等	—

事業の成果

指標	指標1	配付先			指標2	発行部数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
指標から見た事業の成果	平成28年度	155	155	100.0%	平成28年度	17,000	17,000	100.0%	平成28年度			
	平成29年度	163	163	100.0%	平成29年度	19,100	19,100	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	175	—	—	平成30年度	20,500	—	—	平成30年度		—	—

港区内の教育情報や催事情報を保護者や区民に提供することができました。また、園から保護者、児童生徒から保護者へ手渡されることから、家庭に情報が行き渡り、親子や保護者間の身近な話題づくりとして寄与しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,158	1,158	0	0	0	0	0	0	1,158	1,146	99%
平成29年度	1,346	1,346	0	0	0	0	-248	0	1,098	1,097	100%
平成30年度	1,150	1,150	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
平成29年度の執行率は契約落差によるものです。年々増加する配布箇所について、どの施設に何部配布するか精査する必要があります。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	前回到引き続き各発行回ごとに配布部数を精査し事業を実施しています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	教育行政に関わる情報を多数掲載しており、教育に関する保護者向けの情報誌としての要望は高いです。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	各区で教育広報誌発行として、年2~4回、紙面2~8ページ、ホームページに掲載しています。
コスト削減の工夫・余地	「ひろば」を配布する際、郵便ではなく区交換便を利用して配送することにより、コストの削減に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	紙面の作成や校正、175か所ある配布先のうち、111か所への納入を委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	区民や保護者にどのような記事や内容が求められているかをきちんと把握することが重要です。また、限られた予算の中、こどもの数が増加傾向にあるため、配布対象の精査等検討の必要があります。また、平成30年度は私立学校との連携、私立学校への支援が課題となっていることから、私立学校への配布も検討していきます。
次年度へ向けた事務の改善点	配布部数を精査するため、区立学校、私立幼稚園等に配布部数の希望調査をしたり、記事の内容について保護者にアンケートを実施することも有効であると考えます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	広報紙を活用した教育情報の提供は、区民と教育委員会をつなぐ大きなパイプの役割を果たしており、事業を継続していく必要があります。
② 事業の効果性	4	教育委員会の情報提供の共有化としての事業目的を果たし、効果的です。
③ 事業の効率性	4	「ひろば」を配布する際に、配布部数を精査する、交換便等を利用するなどしてコスト削減に努めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	今後、事業の対象等が増加傾向にあり、一定の配布は必要なことから対象者の見直しや精査、周知方法の検討を行っていく必要があります。広報紙の発行は教育行政の区民への情報提供として重要な役割を果たしているため今後も継続して実施していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 388

## 平成30年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	私立幼稚園連合会補助金	開始年度	昭和 43 年度
所属	教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係	種別	—
所管課長	教育委員会事務局教育推進部教育長室長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(19) 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する		
施策名	⑤ 小学校入学前教育の充実		

## 事業概要

事業の目的	港区私立幼稚園連合会に対して、その事業を補助することにより、連合会の円滑な運営と私立幼稚園の経営基盤の確立を図り、私立幼稚園における幼児教育の振興に資することを目的とします。
事業の対象	港区私立幼稚園連合会（区内私立幼稚園14園）
事業の概要	連合会からの申請に対し、補助金を交付します。 【経常経費助成】各種研修費、繁忙期対応、職員健康診断 【区内在園児振興に対する助成】区内在住園児数1人に対し3歳児 3,000円、4・5歳児 1,000円 ※平成26年度レベルアップ対象（平成26～30年度の5年間、3歳児を 6,000円、4・5歳児を 2,000円に増額） 【小規模な園に対する助成】園児数50人以下 600,000円、51～100人 400,000円 （初年度寄付金1,000,000円以上の園は対象外） 【障害児保育実施園に対する助成】受け入れている園に対して、408,000円 【教育振興費助成】図書購入費等
根拠法令等	港区私立幼稚園連合会補助金交付要綱

## 事業の成果

指標	指標1	区内在園児振興費補助金			指標2	3歳児区内在住園児数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	4,720	4,766	101.0%	平成28年度	480	485	101.0%	平成28年度			
平成29年度	4,766	4,696	98.5%	平成29年度	485	464	95.7%	平成29年度				
平成30年度	4,696	—	—	平成30年度	464	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
実績は高い水準を示しており、区内在住園児受け入れ数の拡大につながっています。

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	13,287	13,287	0	0	0	0	0	0	13,287	12,734	96%
平成29年度	13,648	13,648	0	0	0	0	0	0	13,648	12,146	89%
平成30年度	13,246	13,246	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
執行率が90%程度と高い水準であり、私立幼稚園の支援に向けた直接的な取組として効果的です。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	前回評価は「継続」となっています。 実績は高い水準を示しており、前回評価から引き続き同内容で事業を実施しています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	幼児人口の増加により、多くの幼児(3歳児)が幼稚園に入園できない状況の中、区民の幼稚園における3年保育への要望は強く、区内在住の園児を優先的に受け入れることを私立幼稚園に要望していく必要があります、その実効性を高めていくことで、区の3年保育の拡大に寄与することができます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	港区のほか20区で、名目は異なりますが連合会、私立幼稚園等に補助金を交付しています。 (支出してない2区、中央区：私立幼稚園なし、千代田区：支出なし)
コスト削減の工夫・余地	事業のあり方(費用対効果)については、公私立幼稚園連絡協議会を通じて十分に精査していますが、私立幼稚園の意向を踏まえる必要があります。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	実施する事務としては、補助金の申請受付、交付決定、支出、額の決定であり、職員が実施することが適切であることから、委託する余地はありません。
事業の課題	区内の幼稚園就園希望幼児数の増加に対応するためには、私立幼稚園の教育方針や教育内容等の特性を尊重しつつ、継続的・安定的な就園を確保する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	区内在園児振興に対する助成については平成26～30年度まで限定的にレベルアップして実施してきたことにより、実績も高い水準を示しています。 次年度以降の対応については、公私較差を鑑み私立幼稚園の意向を踏まえながら検討していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	港区の幼児教育を公私立全体で担っていくための対策として必要です。
② 事業の効果性	4	実績として高い達成率を示しており、効果があります。
③ 事業の効率性	4	私立幼稚園が、教育の質の向上や園児の受け入れ体制を整えるための対策を講ずる費用となるため、幼稚園連合会に交付する仕組みは手段として妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	今後も幼児人口の増加が予測され、幼稚園需要はますます増えるものと考えられます。公私立幼稚園で担う港区の幼児教育の振興のため、私立幼稚園の支援に向けた取組を継続して行う必要があります。3歳児保育の区内需要に対応する対策の一つとして実績は高い水準を示しており、区内在住園児受け入れ数の拡大につながっているため、私立幼稚園連合会に対する補助金については引き続き実施します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	私立幼稚園教育環境の充実	開始年度	平成 23 年度
所属	教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係	種別	—
所管課長	教育委員会事務局教育推進部教育長室長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(19) 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する		
施策名	⑤ 小学校入学前教育の充実		

事業概要

事業の目的	区内私立幼稚園に対し、特別支援教育に関する事業支援を行うことにより、区全体の幼児教育環境の充実を図ります。
事業の対象	港区内私立幼稚園（対象となる園児が通園する幼稚園）
事業の概要	<p>支援を希望する園（特別支援アドバイザーは特別支援対象幼児が在籍する園）からの申込を受け、年間を通じて支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援アドバイザー（講師派遣）</li> </ul> <p>専門的知識・技能を有する特別支援アドバイザーを派遣し、発達障害のある幼児の行動観察、教員・保護者への指導助言を行います。</p> <p>1園につき学期ごとに1回、年3回限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園カウンセリング（業務委託）</li> </ul> <p>園児の行動観察、保護者からの相談対応、教員の対応への助言等、カウンセリングを受けることにより、園の教育相談機能を充実させ、園児の不応や問題行動の早期発見、早期支援を行います。</p> <p>1園につき月1回、年11回限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談研修及び特別支援教育担当者会への私立幼稚園教職員の参加</li> </ul>
根拠法令等	なし（港区幼児教育振興アクションプログラム）

事業の成果

指標	指標1	特別支援アドバイザー派遣回数			指標2	カウンセリング派遣回数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	12	6		50.0%	平成28年度	33		63	190.9%	平成28年度
平成29年度	12	10	83.3%	平成29年度	66	65	98.5%	平成29年度				
平成30年度	9	—	—	平成30年度	66	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果  
実績は増加傾向にあり、十分に活用されています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	673	673	0	0	0	0	350	0	1,023	875	86%
平成29年度	1,058	1,058	0	0	0	0	0	0	1,058	998	94%
平成30年度	986	986	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
対象となる園児がいる私立幼稚園において、十分に活用されています。  
特別支援アドバイザー派遣：平成29年度利用園数3園、平成28年度利用園数3園  
幼稚園カウンセリング：平成29年度利用園数6園、平成28年度利用園数6園

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	前回評価は「継続」となっています。 利用実績は増加傾向にあるため、私立幼稚園からの高いニーズに対応できる環境を引き続き整備しています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	教員への指導及び保護者へのアドバイスが可能であり、支援対象児がいる園やカウンセリングを必要とする園から、高いニーズがあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	特別区では、11区で類似事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	必要に応じて医療機関や療育機関等につなげることや、発達が早い年齢であり1年の発達経過の観察、定めた目標の結果確認のためにも、特別支援アドバイザーは学期に1回・年3回限度、幼稚園カウンセリングは月1回・年11回限度は最低限必要なため、経費削減の余地はありません。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	幼稚園カウンセリングは委託で実施しており、特別支援アドバイザーは講師を派遣して実施しています。なお、教育相談研修及び特別支援教育担当者会への私立幼稚園教職員の参加は、特に委託の余地はありません。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	園児及び保護者の個人情報保護に留意しながら、実績報告等により事業の進捗を確認し実施する必要があります。 要望に応じて実績も見込まれる事業であり、継続して実施する体制の整備が必要です。 特別支援アドバイザーの人材確保において、適任者を探すのが難しい状況です。 教育相談（教育センター）、就学相談（学務課）、障害者福祉課を含めて、発達支援センターとの事業の調整が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	引き続き私立幼稚園が利用しやすい環境を整備すべく、幼稚園カウンセリングや特別支援アドバイザーの利用に係る周知内容を明確にし、よりわかりやすいものとしていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	公私較差是正策の一つとして、区が支援する必要性はあります。
② 事業の効果性	4	専門家によるカウンセリング等の効果は、園児の問題行動等の改善や対応方法の確立が期待できます。事業の実施手段、利用実績ともに妥当です。
③ 事業の効率性	4	平成25年度に教育政策担当から庶務係（現教育総務係）へ事務事業を移行し、私立幼稚園への支援を行う窓口を一本化したことで、情報伝達の効率化が図れています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	対象となる園児の自立や社会参加に向けた私立幼稚園の主体的な取組を支援するためには、専門家によるアドバイスやカウンセリングが必要となるため、引き続き継続とします。 今後も、私立幼稚園や特別支援アドバイザー・カウンセラーと連携して対応していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	